

「甲州市原産地呼称ワイン認証制度システム」

1. 制度創設の目的

山梨県甲州市では、日本におけるぶどう・ワイン発祥の地として、その振興を図るため、「甲州市原産地呼称ワイン認証制度」を創設いたします。

この制度は、甲州市内及び山梨県内で収穫されたぶどうを甲州市内の自社で醸造、

原料ぶどうの「原産地」を消費者に保証することで、そのワインの供給と普及を促進することを目的としています。

甲州市が制度の導入に踏み切ったのは、輸入ワインの消費増加や日本国内においての他産地の追撃など産地間競争が激しくなったためです。そのため、甲州市においては、「甲州市原産地呼称ワイン認証制度」を設け、消費者理解を得ながら制度を確立していくとともに、甲州市におけるぶどう・ワイン産業の一層の進展を図ることを目指していきます。

2. 基準要件

◆資格者要件

甲州市内に事業所を置くワイナリー（事前に畑の登録が必須）

◆ブドウの産地

山梨県産ブドウであり、うち85%以上甲州市産ブドウを使用
同一年のブドウを85%以上使用

◆対象品種

甲州種、欧州系醸造専用品種（メルロ等）、国内改良品種（マスカット・ベリーA等）の3種。

ぶどうの糖度は、搾汁後の果汁糖度（補糖、濃縮等の処理前）とし、甲州種16度以上、欧州系醸造専用品種18度以上、国内改良品種17度以上。

甲州種以外は、他品種とのブレンド可。

※気象条件が恵まれない年は、認証審査会の判断により規定する最低果汁糖度を1度下げることができます。

原料ぶどうの原産地（圃場）の申請及び現地確認審査

*この制度に参加を予定するワイナリーは、甲州市内にある醸造用ブドウ畑を登録する必要があります。（内容：畑の所在地、栽培者、品種等）

審査会による現地確認審査を当該圃場に出向き実施いたします。（新規の畑のみ）
そこでは、甲州市圃場登録簿（様式第2号）及び当該収穫地の全景が描かれた原料ぶどうの収穫直前の写真との整合性をチェックいたします。

「11 月中であれば、全てのぶどうの収穫が終了し、搾汁後の果汁糖度が、各ワイナリーにおいて測定されており、この制度において規定する果汁糖度に適合しているか判断がつかます。よって、申請の目安をつけることが出来るというわけです。」



本 申 請

* 甲州市内ワインメーカーより申請（自社醸造 100%）

申請書（様式第 1 号）に当該ワイン（1 銘柄につき 3 本）を添えて申請。



甲州市原産地呼称ワイン認証審査会（事務局） 甲州市観光商工課 受付



書 類 審 査

* 甲州市原産地呼称ワイン認証審査会書類等審査部会により、提出された当該ワインの申請書類及びラベル表示について、甲州市原産地呼称ワイン認証条例及び同施行規則で規定したとおりとなっているかチェックいたします。

書類審査を合格したワインは、官能審査へ進むことができます。

書類審査の段階では、無ラベル出品でも受付けることとします。



官 能 審 査

* 甲州市原産地呼称ワイン認証審査会により、書類審査に合格したワインの品質（味覚）をワイン利き酒評点表（様式第 4 号）（ブラインドテイスティング）により行います。平均点 12 点以上を合格といたします。

品質検査の基準は、醸造酒として一定水準に達し、欠点のないものとなっているかという視点で審査を行います。



ラ ベ ル 表 示 適 合 審 査

* 甲州市原産地呼称ワイン認証委員会により、官能審査で合格したワインの表ラベル及び裏ラベルを甲州市原産地呼称ワイン認証条例施行規則で規定したとおりとなっているかチェックいたします。



認 証 ワ イ ン の 決 定 （ 公 表 ）

* 消費者、ワイン業界関係者、メディア等に認証ワインを公表いたします。



認 証 書 の 交 付 と 認 証 の 表 示

* 認証されたワインに対して認証書を交付します。

また、認証ワインは市が交付した認証シールを表面に貼付するか「甲州市原産

地呼称ワイン認証審査会認証」又は「Koshu City Appellation Control」のいずれかを表ラベルに表示します。



販 売



消 費 者